

令和 6 年度

健全化判断比率審査意見書

資金不足比率審査意見書

南九州市監査委員

南九監第420号  
令和7年8月21日

南九州市長 塗木弘幸 殿

南九州市監査委員 有水秀男  
南九州市監査委員 日置友幸

令和6年度南九州市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率  
審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和7年8月4日付け南九財第5530号で審査に付された令和6年度南九州市決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第1項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり審査意見を提出します。

## 目 次

### I 令和6年度南九州市決算に基づく健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の手続	1
第4 審査の結果及び意見	1
1 結果	1
① 実質赤字比率	2
② 連結実質赤字比率	2
③ 実質公債費比率	3
④ 将来負担比率	4
2 是正改善を要する事項	4

### II 令和6年度南九州市決算に基づく資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象	5
第2 審査の期間	5
第3 審査の手続	5
第4 審査の結果及び意見	5
1 結果	5
① 資金不足比率	6
2 是正改善を要する事項	6

# I 令和6年度南九州市決算に基づく健全化判断比率審査意見書

## 第1 審査の対象

令和6年度決算に基づく健全化判断比率

## 第2 審査の期間

令和7年8月19日

## 第3 審査の手続

審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを確認し、その内容を関係諸帳簿及び証書類等と照合審査することにより実施した。また、関係職員から説明を聴取する等により実施した。

## 第4 審査の結果及び意見

### 1 結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれもおおむね適正に作成されていることを認めた。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	12.97	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	17.97	30.00
③ 実質公債費比率	6.6	6.8	25.0	35.0
④ 将来負担比率	—	—	350.0	/

※1 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されないことから、「—」を記載している。将来負担比率は算定結果がマイナスとなることから、「—」を記載している。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は、表示された基準を超えた場合に、財政健全化計画及び財政再生計画の策定等が義務付けられる。

## ① 実質赤字比率

令和6年度の一般会計の実質収支額は659,967千円の黒字であり、実質赤字額は発生していない。このため、実質赤字比率は算定されなかった。

区分	概要
実質赤字比率　—	地方交付税等の一般財源を支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額を市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
(一般会計等の実質赤字の比率)	

《算定式》

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 = \frac{-}{12,752,968\text{千円}} \times 100 = -$$

※ 実質赤字額がないため、比率は算定されないことから「—」で表記

## ② 連結実質赤字比率

令和6年度の一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、水道事業会計、農業集落排水事業会計及び公共下水道事業会計の全会計とも実質収支額は黒字であり、連結実質赤字額は発生していない。このため、連結実質赤字比率は算定されなかった。

区分	概要
連結実質赤字比率　—	市のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を、市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
(全ての会計の実質赤字の比率)	

《算定式》

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 = \frac{-}{12,752,968\text{千円}} \times 100 = -$$

※ 連結実質赤字額がないため、比率は算定されないことから「—」で表記

### ③ 実質公債費比率

令和6年度の実質公債費比率は 6.6%（3か年平均）となり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

区分	概要
実質公債費比率 6.6% (公債費及び準公債費の 経費の比率)	市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を、市の標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年間の平均値である。

《算定式》

$$\frac{(A+B-C)-D}{E-D} \times 100 = \frac{2,316,672 \text{ 千円} - 1,633,006 \text{ 千円}}{12,752,968 \text{ 千円} - 1,633,006 \text{ 千円}} \times 100 = 6.14810\%$$

※ 令和6年度の比率は6.1%（単年度）であるが、3か年（R4：7.0%，R5：6.8%，R6：6.1%）平均の比率は6.6%である。

A 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）	<u>2,053,564千円</u>
B 地方債の元利償還金に準ずるもの（準元利償還金）	<u>332,242千円</u>
C 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	<u>69,134千円</u>
D 地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（算入公債費の額）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（算入準公債費の額）	<u>1,633,006千円</u>
E 標準財政規模	<u>12,752,968千円</u>
・準元利償還金＝イからホまでの合計額	<u>332,242千円</u>
イ　満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年あたりの元金償還金相当額	<u>0千円</u>
ロ　一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの	<u>127,411千円</u>
ハ　組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの	<u>201,789千円</u>
ニ　債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	<u>3,042千円</u>
ホ　一時借入金の利子	<u>0千円</u>

#### ④ 将来負担比率

令和6年度の将来負担比率は▲31.4%となり、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを大幅に下回っている。

区分	概要
将来負担比率 ▲ 31.4%	市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、市の標準財政規模を基本とした額で除したものである。

《算定式》

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

$$\frac{25,409,802 \text{ 千円} - 28,909,047 \text{ 千円}}{12,752,968 \text{ 千円} - 1,633,006 \text{ 千円}} \times 100 = \blacktriangle 31.46814\%$$

- ・ 将来負担額=イからチまでの合計額 25,409,802 千円
  - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
  - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
  - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
  - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ト 連結実質赤字額
  - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額=イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

#### 2 是正改善を要する事項

実質赤字額及び連結実質赤字額が発生していないこと並びに実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準より下回っていることから、特に指摘すべき事項はない。

## II 令和6年度南九州市決算に基づく資金不足比率審査意見書

### 第1 審査の対象

令和6年度決算に基づく資金不足比率

### 第2 審査の期間

令和7年8月19日

### 第3 審査の手続

審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを確認し、その内容を関係諸帳簿及び証書類等と照合審査することにより実施した。また、関係職員から説明を聴取する等により実施した。

### 第4 審査の結果及び意見

#### 1 結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、おむね適正に作成されていることを認めた。

記

(単位：%)

比率名及び会計名		令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
資金不足比率	水道事業会計	—	—	20.0
	農業集落排水事業会計	—	—	20.0
	公共下水道事業会計	—	—	20.0

※1 資金不足額がないため、比率は算定されないことから、「—」で表記している。

※2 経営健全化基準は、表示された基準を超えた場合に、経営健全化計画の策定等が義務付けられる。

## ① 資金不足比率

令和6年度は、水道事業会計、農業集落排水事業会計及び公共下水道事業会計の3会計とも資金不足額は発生していない。このため、資金不足比率は算定されなかった。

区分	概要
資金不足比率	一般会計等の実質収支に当たる公営企業会計における
(公営企業ごとの資金不足の比率)	資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

《算定式》

(地方公営企業法適用企業 → 水道事業、農業集落排水事業、公共下水道事業)

資金の不足額 [ (流動負債 + 建設改良費以外の経費の財源に充てるために  
起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額 ]

事業の規模 [ 営業収益の額 - 受託工事収益の額 ]

- 解消可能資金不足額 = 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額
- 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

## 2 是正改善を要する事項

資金不足額が発生していないことから、特に指摘すべき事項はない。